

## 施設の休館および施設利用の一部休止など



緊急事態宣言の発令を受け、5月31日(月)まで次の施設を休館・利用制限しています。  
最新情報は区ホームページをご覧ください。はなしょうぶコール(☎03-6758-2222)へお問い合わせください。 ▲区ホームページ

施設名	内容	問い合わせ	施設名	内容	問い合わせ
郷土と天文の博物館	休館	郷土と天文の博物館 ☎03-3838-1101	かつしかシンフォニーヒルズ	改修工事のため9月末まで休館	かつしかシンフォニーヒルズ ☎03-5670-2222
寅さん記念館・山田洋次ミュージアム・山本亭	休館	寅さん記念館 ☎03-3657-3455	本館	午後8時まで	
葛飾区伝統産業館	休館	産業経済課 ☎03-3838-5554	別館	午後9時まで	
科学教育センター(未来わくわく館)	休館	科学教育センター ☎03-5876-6790	ホール	午後8時まで	テクノプラザかつしか ☎03-3838-5555
上千葉砂原公園(交通遊具、動物ふれあいコーナーなど)	利用休止	公園管理所 ☎03-3694-2474	会議室・リハーサル室	午後8時まで	
新宿交通公園(交通遊具、ミニSLなど)			テクノプラザかつしか	午後8時まで	
北沼公園(交通遊具、ムーンウォーカーなど)			シニア活動支援センター	午後8時まで	シニア活動支援センター ☎03-5698-6201
にいじゅくプレイパーク(遊び基地)	利用休止	地域教育課 ☎03-5654-8482	かつしかボランティアセンター	午後8時まで	福祉管理課 ☎03-5654-8244
勤労福祉会館(卓球室・練習室)	利用休止	産業経済課 ☎03-3838-5556	学校開放	屋内施設は利用休止 屋外施設のみ午後8時まで	教育総務課 ☎03-3826-8655
図書館	開館(座席利用はなし) 中央・立石は午後8時まで (中央は特別整理のため5/24(月)～27(木)まで休館)	中央図書館 ☎03-3607-9201	スポーツ施設	屋内施設は利用休止 屋外施設のみ午後8時まで	奥戸総合スポーツセンター体育館 ☎03-3691-7111
地域コミュニティ施設(地区センター、集い交流館、憩い交流館、学び交流館)	午後8時まで	地域振興課 ☎03-5654-8235	男女平等推進センター	午後8時まで	男女平等推進センター ☎03-5698-2211
			静観亭・和楽亭	午後8時まで	静観亭 ☎03-3693-6636 和楽亭 ☎03-5670-3515
			かつしかエコライフプラザ	開館(喫茶コーナーは休止) 日用用品販売コーナーは受け取りのみ	リサイクル清掃課 ☎03-5654-8273

※新型コロナウイルス感染症の影響により予約がキャンセルとなる場合、利用料の返還を行います。詳しくは各施設にお問い合わせください。

新型コロナウイルス

経済・生活支援関連情報

休業・失業などでお困りの方はご相談ください。要件や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

個人の方

内容	問い合わせ
生活相談がしたい	自立相談支援
退職などにより住居を失った・失うかもしれない	住居確保給付金 家賃相当額(上限あり)を家主などに支給
生活資金を借りたい	緊急小口資金等の特例貸付
休業期間中、賃金(休業手当)が支払われない	休業支援金・給付金
税・保険料の納付相談	特別区税(特別徴収義務者を含む)
	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料
	介護保険料
	国税
	国民年金保険料
小・中学生の子どもがいて、生活が困窮している	就学援助制度 給食費や学用品費を援助(現年所得でも審査可)

事業者の方

内容	問い合わせ
緊急事態宣言の影響で売上が50%以上減少している	緊急事態宣言(1～3月)の影響緩和に係る一時支援金 【申込期限】5月31日(月)
売上が減少し、事業を継続できない	新型コロナウイルス対策持続化支援融資・借換融資 本人負担利率0%・信用保証料全額補助
経営改善に要する設備を導入するための資金を借りたい	新型コロナウイルス対策経営改善設備資金融資 本人負担利率0%・信用保証料全額補助
国や都、区の支援策について知りたい	事業者支援相談

申請期限が近づいています お早めにご相談ください

### 後期高齢者医療保険料の減免

収入状況を伺った上で減免のご案内をしますので、必ず事前に電話でお問い合わせください。

【申請期限】6月15日(火)

【対象の保険料】原則、令和2年2月分～3年3月分

【対象】

**全額免除** 新型コロナウイルス感染症で、同一世帯の主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った方

**一部減額または全額免除** 新型コロナウイルス感染症の影響で、同一世帯の主たる生計維持者の2020年の事業収入などの減少が見込まれ、次の全てに該当する方

▶主たる生計維持者の事業収入などの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が2019年の当該事業収入などの金額の10分の3以上

▶主たる生計維持者の2019年の合計所得額が1,000万円以下であり、減少が見込まれる事業収入などに係る所得を除くと、2019年の合計所得額が400万円以下

【申請・担当課】国保年金課 ☎03-5654-8528

### 新型コロナウイルスに関する健康相談

電話のかけ間違いにご注意ください。

発熱や咳、だるさなどがある方

まずはかかりつけ医に電話相談してください。かかりつけ医がない・休診の場合は次の窓口にご相談ください。

●(東京都)発熱相談センター

☎03-5320-4592(毎日/24時間)

●(葛飾区)新型コロナ受診相談窓口

☎03-3602-1376

(月～金曜日(祝日を除く)/午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症の後遺症などで相談したい方

☎03-3602-1399

(月～金曜日(祝日を除く)/午前8時30分～午後5時15分)